(表面)

年 月 日

自動通話録音装置貸出申込書

ひたちなか市長 様

自動通話録音装置の貸出しを受けたいので、ひたちなか市自動通話録音装置貸出 事業実施要綱第6条第1項の規定により申し込みます。申込みに当たっては、裏面 の自動通話録音装置の利用に伴う遵守事項を守ります。

対象者	住所	〒 −		
		ひたちなか市		
	氏名	(※)本人が自署しない場合は,記名押印してください。	性別	男・女
	生年月日	年 月 日(歳)		
	装置を接続す			
申込者(代理人)	住所	〒 −		
	氏名	(※)本人が自署しない場合は,記名押印してください。	性別	男・女
	電話番号	(固定) - - (携帯) - -		
	対象者との絹	・ 子 ・ その他()	

(1) 対象者と同居している者

氏名	続柄	年齢	日中の状況

(2) 対象者の近況を確認できる者【同居している者がいない場合に記入】

氏名	対象者との関係	住所	電話番号

備考 (1)及び(2)には、18歳以上の方を記載してください。

自動通話録音装置の利用に伴う遵守事項

- 1 自動通話録音装置(以下「装置」という。)は、私自身の責任において大切に 使用します。
- 2 装置及び録音データを、ニセ電話詐欺等の被害防止の目的以外に使用しません。
- 3 装置を, 第三者へ譲渡や貸出しをしません。
- 4 装置が故障し、破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに、ひたちなか 市へ届け出ます。
- 5 装置を接続している電話機の電話番号を変更するときその他この申込書に記載 した内容に変更があったときは、速やかに、ひたちなか市へ届け出ます。
- 6 私の故意又は過失等で装置が破損し、汚損し、又は紛失したときは、実費(修 理又は再購入価格相当分)を負担します。
- 7 装置の貸出しの要件に該当しなくなったとき又は装置を利用しなくなったとき は、速やかに、装置をひたちなか市に返還します。
- 8 録音データの保存は自己の責任において行い、装置を交換し、又は返還した後に録音データの復元をひたちなか市に求めません。

※ニセ電話詐欺等の被害の有無等

なしあり			
あり			